

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

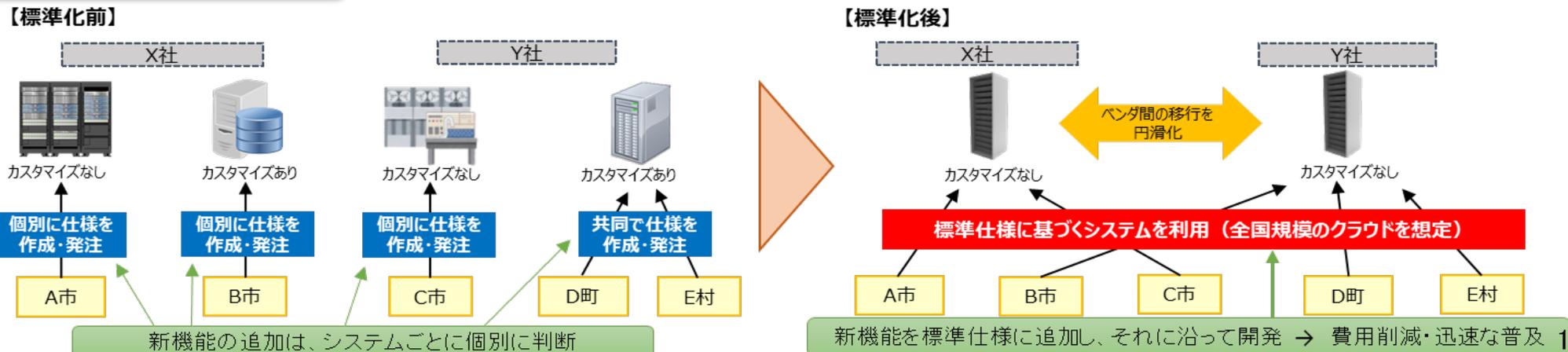
- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ



自治体情報システムの標準化・共通化に関する主な経緯

- R2.6.26 **第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」**
✓ 地方公共団体の情報システムの標準化についての取組みの方向性（法令に根拠を持つ標準の作成等）を提示
- R2.7.17 **経済財政運営と改革の基本方針2020（「骨太の方針2020」） 閣議決定**
✓ 国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定。
・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援 等
- R2.12.25 **デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定**
✓ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期（令和7年度）等を決定。
・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「（仮称）Gov-Cloud」活用についての工程表
- R3.5 **デジタル5法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定**
✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ
- R3.6.18 **デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定**
✓ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えることを検討すること等を決定
- R3.12.24 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 閣議決定**
標準化対象事務を定める政令 閣議決定
- R4.1.4 **標準化対象事務を定める政令及びデジタル庁令・総務省令の公布・施行**
- R4.4.19 **地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】（案という位置づけ） 提示**
- R4. 夏 **地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】 決定**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）】

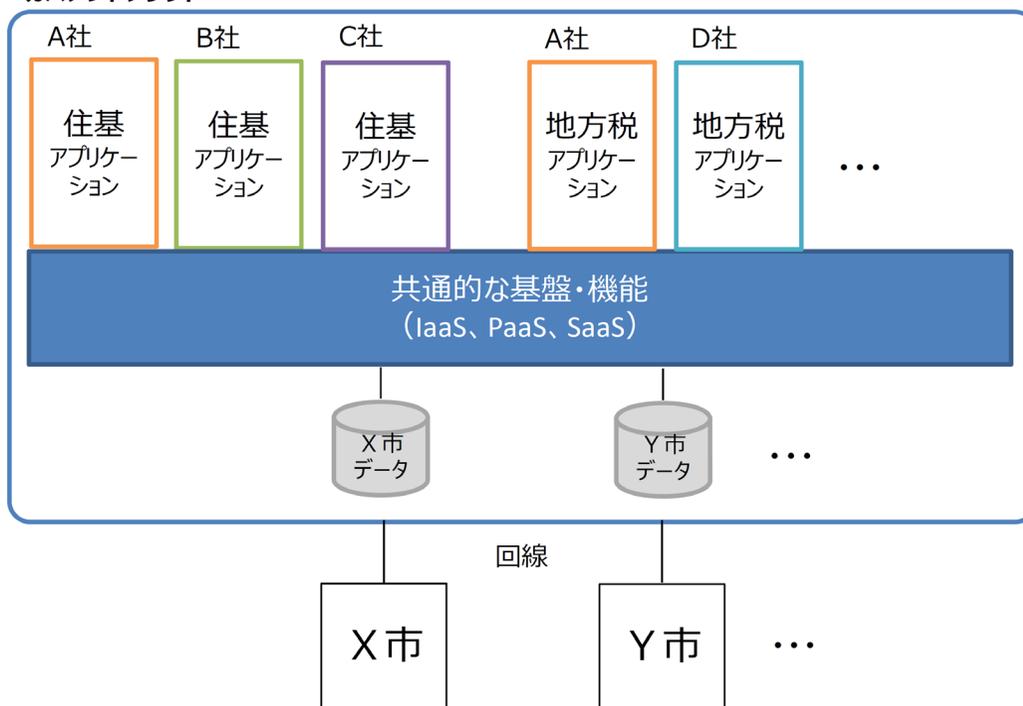
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの整備	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用 国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討 先行事業（地方公共団体分、一部稼働）					
ガバメントクラウドの提供（地方公共団体関係）	ガバメントクラウド提供					
地方公共団体	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大					
地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等	標準準拠システムへの移行（※） （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用）					
標準化基準における共通事項の策定等	※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					
制度所管府省庁による標準化基準の策定	法案提出 仕様策定・仕様の調整 （データ要件・連携要件等、20業務の機能要件）					
統一・標準化を進めるための支援	標準準拠システム開発 （ガバメントクラウド上でのサービス提供前提）					

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

自治体情報システムの標準化・共通化におけるデジタル庁・総務省・関係府省の役割

自治体情報システムの標準化・共通化において、デジタル庁、総務省及び関係府省はそれぞれ以下の役割を担う。

I	デジタル庁	総務省	関係府省
主な 役割	①地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の所管		④'標準化対象事務のうち 制度所管の事務に係る標 準化基準の策定 ※法務省：戸籍 ※文科省：就学 ※厚労省：国民健康保険、国 民年金、障害者福祉、後期高 齢者医療、介護保険、生活保 護、健康管理、児童扶養手当 ※内閣府：児童手当、子ども 子育て支援（厚労省と共管）
	②地方自治体の情報システムの 整備・管理方針の策定	③地方自治体との連絡調整・進 捗管理・財政支援	
	・標準化・共通化に関する全体方針 ・ガバメントクラウドの企画立案・推進	④標準化対象事務のうち住民記 録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙 人名簿管理及び地方税に係る標 準化基準の策定	

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

1,825億円 ※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない
(R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円)

- 標準化対象の20業務（※）に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

概要

- 各自治体が、令和7年度までにガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

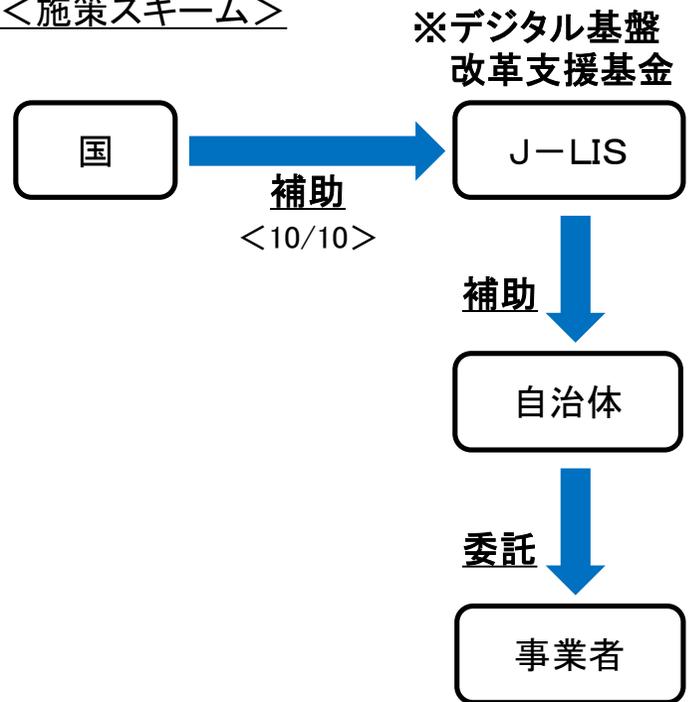
<基金の主な用途>

○ガバメントクラウドへの移行に要する経費

- ・ ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

<基金の年限> 令和7年度まで

<施策スキーム>



デジタル基盤改革支援基金（自治体情報システムの標準化・共通化分）の基本的な考え方

（注）今後、ガバメントクラウドなど標準化・共通化に関する政府の検討状況の進捗に応じ、随時変更の可能性あり。

1. 目的

- 令和7年度までに、地方公共団体がクラウドを活用して提供される標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して財源措置を講じ、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の早期実現を図る。

2. 補助対象の考え方

- ①に定める基幹系システムに関して地方公共団体が行う、標準準拠システムへの移行に向けた調査等及び国が整備するガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

①対象となる業務システム

- 地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システム

※児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

②補助対象経費

- 現行システムの分析や、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等に要する経費
- 文字情報基盤文字との同定作業や、データ移行等に要する経費
- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定等に要する経費
- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費
- 標準準拠システムと関連システムとの円滑な連携に要する経費（連携プログラム等の修正等）
- 標準準拠システムへの移行に伴う契約期間中の既存システムの整理に要する経費（リース残債等）

<参考：標準準拠システムへの移行工程（案）>

I 計画立案フェーズ	
推進体制の立ち上げ	
現行システムの概要調査	
標準仕様との比較分析	
移行計画作成	
II システム選定フェーズ	
ベンダに対する情報提供依頼(RFI)の実施 等	
予算要求	
ベンダへ提案依頼(RFP)、ベンダ選定・決定	
契約・詳細スケジュールの確定	
特定個人情報保護評価(PIA)	
III 移行フェーズ	
システム移行時の設定	
データ移行	
テスト・研修	
次期システムに合わせた既存環境の設定変更	
条例・規則等改正	

3. 補助額

- 補助率 : 10/10

※ 自治体の規模（人口規模）に応じ上限を設定